令和5年度第1回岡崎市都市計画審議会議事録

- 1 会議の日時 令和5年5月26日(金) 午後2時00分
- 2 会議の場所 岡崎市役所 福祉会館2階 201号室

3 会議の議題

- (1)報告第1号 岡崎市立地適正化計画の改定について(報告)
- (2) 報告第2号 西三河都市計画八帖地区計画等の変更について(報告)
- (3)報告第3号 八帖地区景観形成重点地区の変更について(報告)
- (4) 報告第4号 小中学校の都市計画決定について(報告)

4 会議に出席した議員 (12名)

学識経験者 松本 幸正

学識経験者 鶴田 佳子(WEB 会議システム)

学識経験者 羽根田 正志

岡崎市議会議員 鈴木 雅子

岡崎市議会議員 前田 麗子

岡崎市議会議員 野島 さつき

岡崎市議会議員 原 紀彦

岡崎市議会議員 原田 範次

愛知県岡崎警察署長(代理) 交通課 竹下 智

愛知県西三河建設事務所長(代理)企画調整監 鈴木 建宏

市の住民 伊藤 佳子(WEB 会議システム)

市の住民 岩月 美穂

5 説明者

都市政策部都市計画課長 吉居 誉治 都市政策部まちづくり推進課長 浅井 恒之 教育委員会事務局施設課長 酒井 雅弘

6 議事録署名委員の指名

議長(松本会長)が岡崎市都市計画審議会運営規定第9条第1項の規定により、羽根田 委員及び野島委員を議事録署名委員に指名した。

7 傍聴及び会議の公開の可否に関する確認

本日の会議について、事務局(都市計画課総務係係長)から、岡崎市都市計画審議会運営規定及び岡崎市情報公開条例における会議の公開に関する諸規定等の説明を行った。

8 報告第1号 岡崎市立地適正化計画の改定について (報告) (説明)

議長が報告第1号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(吉居都市計画課長)から説明した

- (1) 立地適正化計画の改定の概要
- (2) 立地適正化計画懇談会委員について
- (3) 防災指針の策定について
- (4) 中間見直しについて
- (5) スケジュールについて

9 報告第1号 岡崎市立地適正化計画の改定について (報告) (質疑)

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

前田委員:

資料の3(1)2つ目に、「関係各課と共に」と(2)「医療施設や高齢者福祉施設」という部分について聞きたい。防災指針を策定するにあたり、災害時に支援が必要な方に対しても配慮が必要な内容だと思うが、その対応について知りたい。

事務局(都市計画課企画調査係長):

要配慮者に対しては、いざ逃げようとしてもすぐに御自身で逃げられるような環境ではない。そのため、防災指針を作成する時に、利用者の方が利用される施設周辺にどういった災害リスクがあるかといったことは、あらかじめ施設側も含めて示す必要がある。防災指針の作成時に福祉部局とも連携を図っている。要配慮者の避難に対しては個別避難計画の作成もしているため、逃げ遅れがないようにこれらを防災指針の中に位置付け、要配慮者への配慮や安全に施設を利用していただく、暮らしていただくことを考えている。

会長:

(2)「医療施設や高齢者福祉施設」というのはいわゆる都市施設誘導区域に誘導する施設でよろしいか。誘導しながらも災害の危険があるため要配慮者に対しては防災指針できっちりと検討した結果を反映していくということでよろしいか。

事務局(都市計画課企画調査係長):

そのとおりである。

原田範次委員:

今までの防災計画と防災指針の違いは何か。名前が変わるだけで、方向性は同じだと理解 してよいのか。

事務局(都市計画課企画調査係長):

今まで、防災課でも防災計画を作っている。今回、都市計画課で作成する立地適正化計画の中の防災指針は、基本的に内容としては同じものである。防災指針を作成するにあたって、人が住むように定めている居住誘導区域に対して災害リスクがある場合は、防災計画の中で取組んでいる施策も位置付け、より安全に住んでいただくことをお示しできたらと考えている。

鈴木委員:

改定スケジュールの中で8月と11月にパネル展示とパブリックコメントがあると書いてある。一番災害リスクが高いのはやはり矢作の地域かと思うが、直接市民の皆さんに対して、パネル展示をしたから良い、パブリックコメントをしたから良いというわけではなく、きちんと皆さんの意見を聞きながら説明会等を開くべきかと思うが、その計画があるのかということと、これが決まったところで、都市計画として個々の家に対して何をして良いのか、あるいは何をしていけなくなるのかという具体的なことを説明会の中で話すのかどうかを聞きたい。

事務局(都市計画課企画調査係長):

水害リスクがある地域、委員が仰られた矢作地域に対して個別の説明会を開くのかという質問に関して、今のところパネル展示とパブリックコメント以外に説明会の予定はないが、パネル展示の内容を作っていく中で、市民の方に分かりやすいものを整理していくが、パネル展示だけでは分かりにくいという場合は、説明会等を検討していかないといけないと感じている。

防災指針の策定を受けて個人の方への影響についてだが、基本的に防災指針を策定することによって何か都市計画の制限がかかるといったものではない。防災指針はあくまでも人の居住を誘導する区域に対してどういったリスクや危険性があるか、それに対して行政としてどんな姿勢で対策を望んでいくのかといったことを示しているため、何か制限がかかるといったものではない。

鈴木委員:

個別の説明会は今のところ予定されていないということであるが、都市計画の説明会は皆さん寄りつきにくいものである。しかし、色々なことが始まってみると、こんなことが決まっていたのかということがたくさんある。パネル展示について、矢作でたった1箇所とい

うのは遠いかと思うが、パネルをただ展示するだけでなく、そこに説明者等を配置していただいて、せっかく説明する方がお見えになるなら日割りをして、この町内はこの日に説明するので来てくださいということを言っていただけたらと思う。何ができて何ができないかということは、住民の方たちに分かりやすく、なぜこの都市計画でこれをしなければならないのかということを御説明いただきたいと思った。

事務局(都市計画課企画調査係長):

先ほどの何ができてということだが、パネルの中で御説明させていただいたように、立地 適正化計画はなかなか市民の方に聞き慣れない言葉であるため、それを分かりやすく説明 したもので、防災指針はなぜ作るのか、どういったものなのかが分かる内容を入れていくが、 委員が仰られるように、ただ見て分かるような人はいないかもしれないため、可能な限り、 例えばこの日にちで職員がいるため対応するということも考えていかなければならないと 思う。

岩月委員:

パネル展示だけでは良くないと思っている。防災や減災は長期的なものになるため、どういうように長期的に市民に伝えるかがかなり重要になると思っている。そういう意味での仕組みづくりを考えることも重要だと思っており、例えば市政だよりに1年に1回は資料2のようなものや、もう少し市民に分かりやすい資料をまとめて報告するなど、定期的に市民の皆さんに伝えるべきだと思う。ここは絶対に安全とは言えない、千年に1回くらいは被害が及ぶ場所ということが、長年そこで住み続けている方なら自分の祖父母に聞くといったことで直接的に聞くことができるが、新しく岡崎に来る方もいるため、その方たちに向けても、1年に1回定期的にこういう場所だから防災は気を付けてください、早めに行動してくださいということを伝える仕組みづくりをしないといけないと思う。パネル展示1回よりももっと重要だと思う。

事務局(都市計画課企画調査係長):

委員が仰られるように、パネルを作った、防災指針を作ったで終わるのではなく、それを知ってもらうことを周知し続けることも大事だと思う。スペースがどこまで取れるか分からないが、年に1回市政だよりで、例えば雨が降る前の6月頃に、こういったものがありますという周知をし続けることも関係各課と調整して検討していけたらと思う。

会長:

今回は防災指針の策定に対しての展示であるが、岩月委員が言われたように、居住誘導区域に限らずではあるが、防災に対しての情報提供、周知が必要だと思う。まさにそれは防災指針の方に書き込むことだと思う。ずっと定例的に防災部局と連携して防災情報を出して

いくことが重要だと思う。

鶴田委員:

鈴木委員と岩月委員が仰られたとおりだと思っている。災害リスクをどうやって市民と 共有しながら継続的に対応していくのかが非常に重要だと思っているため、立地適正化計 画自体は年度で作っていくが、その中にロードマップ的なことを含めて、あるいは防災部局 で作る防災計画とどのように連動させていくのかということを含めて記載をしていく必要 があると思った。

会長:

キーワードで「分かりやすく」という言葉が出た。分かりにくかったらなかなか伝わらないが、パネルの例で資料2を見ていただくと、少し読みたくないなと感じている。あくまでも例示だと思うが、このようなところにもできればプロの方に入っていただいて、デザインをしっかり作っていただき、見てみよう、なんだろうと思ってもらうかつ、内容がよく伝わるような構成にしていただけるとありがたいと思っている。特に岡崎市の場合は国土交通省のPLATEAU(プラトー)をやっていると思うため、3Dでどのような状況になるか少し衝撃的かもしれないが、その辺りも踏まえて最新の技術も使いながら、分かりやすく表現するというのはあり得るかと思っているため、ぜひ注文ということで申し上げたいと思う。

それから、リブラも市役所も結構であるが、やはり多くの方々が集まる場所と言えば、岡崎市だとイオンだと思うため、商業施設等々も御協力いただけるなら、ぜひそういうところでやっていただくとより多くの方々に見ていただけると思うため、御検討いただければと思っている。

10 報告第2号 西三河都市計画八帖地区計画等の変更について (報告) (説明)

議長が報告第2号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局 (吉居都市計画課長)から説明した

- (1)変更の概要
- (2)変更対象の地区計画について
- (3) スケジュールについて

11 報告第2号 西三河都市計画八帖地区計画等の変更について(報告)(質疑)

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

前田委員:

資料 1-2 都市計画変更について、八帖地区に関しては令和 4 年 12 月 26 日に町名変更が行われたから地区計画が変更になることが書いてあるため理解ができる。しかし、真伝地

区に関しては平成30年に町名変更がされているがこのタイミングで行われるということで、何かルールや法則が何かあるのか御説明いただきたい。

事務局(都市計画課企画調査係長):

基本的に地区計画というのは、町名が変更されても地区計画で定める制限内容に影響がないため、真伝地区とか養川南部、美合平地東地区については、都市計画で概ね10年に1度のタイミングで総見直しを行っており、次のタイミングは令和10年頃になるが、当初はその時に変更する予定でいた。ただ、令和4年12月26日に八帖町が「帖」から「丁」の字に変更になり、八帖地区計画区域の過半を占める町名が八丁町となったため、地区計画の名称を変更する必要が生じたと判断し、その他3地区も、今回八帖地区の名称を変えるのであれば一緒に前倒しで変更するということで、事前に御報告させていただいたという経緯である。

前田委員:

地区計画で過去にどのような変更を行った事例があるのかということと、今後も町名変 更が行われた場合は、同様にしていくのかということを確認したい。

事務局(都市計画課企画調査係長):

本市の地区計画は今、約30地区あるが、その地区計画で過去に町名変更に伴った変更を 行った事例はない。今回が初めてである。ただ、今後も地区計画区域内で仮に町名変更が行 われる場合は、同様に変更は行っていく予定である。

12 報告第3号 八帖地区景観形成重点地区の変更について (報告) (説明)

議長が報告第3号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局 (浅井まちづくり推進課長)から説明した

- (1)変更の概要
- (2) 八帖地区景観形成重点地区の変更内容
- (3) スケジュールについて

13 報告第3号 八帖地区景観形成重点地区の変更について(報告)(質疑)

事務局の説明後、質問は出なかった。

14 報告第4号 小中学校の都市計画決定について (報告) (説明)

議長が報告第4号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局 (酒井教育委員会事務局施設課長)から説明した

(1) 背景

- (2) 都市計画決定の必要性
- (3) 小中学校の現状
- (4) 都市施設の計画的な改修
- (5) 今後の予定

15 報告第4号 小中学校の都市計画決定について(報告)(質疑)

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

野島委員:

全国的にこの都市計画学校に位置付けている自治体がどれぐらいあるのか。そして、今後そういうことがどんどん進んでいく方向なのか。

事務局(教育委員会事務局施設課長):

全国の状況であるが、都市計画決定をしている自治体は22 ある。最近の動向であるが、 岐阜県各務原市が令和2年11月、兵庫県西宮市が令和3年11月に市内の全小・中学校を 都市計画決定している。

会長:

都市計画決定が望ましいが、実際には都市計画決定しなくても問題なく建設ができるということで、実際には都市計画決定はほとんどされていない。ただ、最近は法改正もあり、小学校だけではないがその他も含めて、都市計画決定の方向に変わってきている。

鈴木委員:

会長が言われたように都市計画決定をしなくてもことは進められていくということで、前回の説明でも一番は都市計画税を使えるかどうかが焦点だったと思う。まず、都市計画決定を打つことによって、その土地や建物に縛りがかかると思う。その点はどうなるか。例えば都市部であると空き教室が増えてくるため、高齢者施設やデイサービス、憩いの場所等を入れたり、あるいは保育所として貸したり、今、岡崎市も学童保育が足りないため校舎内に学童保育を作っているが、そうした場合に都市計画決定を打ってしまうとやれなくなることがあるのではと思うがどうか。

事務局(教育委員会事務局施設課長):

学校を都市計画決定した場合、敷地内に学校以外の用途となる施設を建てることについてであるが、その場合は都市計画法 53 条の許可を経て手続きを進める必要がある。その場合に、建てる建物の規模が制限されることになる。具体的には、構造は木造鉄骨であれば建築は可能。階数は二階建て以下なら可能。建物の規模で制限はかかるが、53 条の許可を経

て行うことはできると理解している。

鈴木委員:

岡崎市も公共施設等総合管理計画というのがあって、個別の計画が立てられていると思うが、具体的なものがあるか分からないが、とりあえずは子どもの家、市民ホーム、学校という一定の敷地内への複合化のような計画もあると思うが、その点では、今回の都市計画決定に53条と言われたが手続きは面倒だと思う。ただ県知事が許可をしなければならないと53条はなっているが、一旦決めてしまえば手続きが大変で、何を建てるにしても難しくなると思う。そういう意味で岡崎市の公共施設等総合計画にある学校の複合化と、都市計画学校に位置付けるにあたって、現状で齟齬がないかということと、将来的な齟齬が起きてくる可能性がないかどうか聞きたい。

事務局(教育委員会事務局施設課長):

今後、人口減少にしたがって学校機能の適正化というものが課題になってくると思われる。そうした時に、今言われたように学校の空き教室等を他の用途に転用したり、他の公共施設と複合化したりして、施設を整備していくということが発生するかと思う。この問題については、複合化や空き教室の利用については有効な手段だと考えられるが、都市計画法上の問題があるか否かについては、愛知県とも協議を進めていく必要があると思うため、都市計画手続きに入るまでには、よく県とも調整をして進めていきたいと考えている。

鈴木委員:

もし、複合化等で学校教育以外のものに使わざるを得ないような状況がある時には、恐らくまた都市計画決定の変更をかけていくのは大変な手続きが必要だと思う。その点はしっかりと遠い将来、遠くない将来まで見据えて、都市計画をかける学校、かけない学校をきちんと決めていただきたいと思う。先ほど言いかけたが、前回の委員会では、お金の問題で、都市計画税を充てることができるようになるというのが主な目的だとあった。実際それ以外にメリットはないと思うが、ただ、同じ岡崎市の市税の中のやりくりの話ではあると思う。例えば、都市計画税を利用することができるようになると、長寿命化計画が加速されていくというか、より使えるお金が増えていくとなるのか、実際はそうではないのか聞きたい。

事務局(教育委員会事務局施設課長):

なかなか財政的な状況を私から回答していいのかということはあるが、当然その時の市の財政状況にもよるし、その時に計画している大きな事業等も多分関わってくる問題になると思う。学校の施設の大規模改修としては、長寿命化計画を立てているため、まずはその計画どおりに進めていきたい。大規模改修には大きな事業費が必要となるため、事業を進めていく事業課としてはやはり財源を確保していくことも大きな課題となっているため、都

市計画税を使っていくことは財源確保の一つの選択肢として、有効的に活用をしていきたいと考えている。それで計画が加速していくかどうかであるが、事業自体がその計画から設計、工事と時間も費用もかかることであるため、財源確保の状況を見ながら、まずは計画どおりに進めていきたいというのが事業課の考えである。

鈴木委員:

財源確保していく中で財政当局の話もあるので、なかなか難しいお答えなのかと思う。ただ、やはり都市計画の施設の中でも、下水、道路、公園など、これから都市計画税でやらなければならないものもあるわけで、逆に学校が入ることによって、他の都市計画税を使う計画が圧迫されないかということを確認したい。

これは意見であるが、本来は文部科学省の問題だと思う。そもそも文部科学省は学校作るときでも何をするときでも補助率がとても低くて、結局自治体の持ち出しが多いという、根本的にはそれがあると思うため、本来は文部科学省の方へ、全国的な問題であるため予算も要求していただきたいと思う。

事務局(教育委員会事務局施設課長):

当然学校施設の整備であるため、文部科学省の補助金をまずは有効に使っていきたい。補助率の話も出たが、今後、全国どこの自治体でもこういった課題が多分同じように起きていると思われるため、補助率をあげて欲しいという要望は常にしていきたいと考えている。文部科学省の補助金、市債、一般財源等を使いながら、それを財源として計画的に進めていくつもりではいるが、都市計画税を使える、使えないは他の事業との絡みがあるため、それはその時の状況によると思う。ただ、学校の施設改修の計画は今後計画的に進めていく事業となるため、その辺りは、多少見通しがつく事業ということで、有効に使えればと考えている。

会長:

実際に都市計画税を使う、使わないというのは、きちんと議会で御審議いただくことになると思うが、都市計画審議会としては少し書き方に疑問を感じる。「限りある財源を活用し着実に改修を進めます」とか、あるいは「立地適正化計画に定めている居住誘導区域内の学校を都市計画施設で改修を行います」と断定されているが、これはあくまでも「着実に改修を進めることができるようになります」、あるいは「改修を行うことができるようになります」、で実際にやるかやらないかはまた別のプロセスで意思決定していただく必要があると思う。だからここの「行います」、「進めます」というのを含めて、この審議会で議決というのは難しいのではないかと思っているが、その辺りはいかがか。

事務局(教育委員会事務局施設課長):

こちらの資料の書き方について少し修正が必要かと考えている。この審議会の場では、ま

ずは小中学校を都市計画決定するということであるため、税の利用等についてはその後の 問題として捉えていきたいと思っている。

会長:

一方で、鈴木委員が言われたように、他の都市施設整備が遅れるのであれば、市としてどちらが重要かという優先順位付け等々も必要になってくると思う。それは他の部局との調整も必要だと思う。それから、当然市議会での説明、承認も必要だと思う。そういうことを含めた上でできるかできないかだと思っているため、その辺りはこの都市計画審議会の場での審議とは別だというように御理解させてもらいたいと思う。

それから先ほど鈴木委員が言われたが、見通しはとても大事だと思っている。小学生、中学生の将来人口はかなり先まで一応出ているはずであるが、それを含めた場合、全部で 41 の小中学校は都市計画決定を打って、部屋を減らすことぐらいはできるかもしれないが、見通しもきちんと含めて、都市計画決定の必要性があるときちんと言い切れるということでよろしいか。

事務局(教育委員会事務局施設課長):

そのように認識している。

会長:

逆に、立地適正化計画を打っており居住誘導区域にしているため、ここに若い人たちも入ってきていただいて、この小学校が子どもたちで満たされる姿を描いているということである。ぜひそういう姿になると良いと思う。

原田範次委員:

会長に御教示いただきたいのが、報告第1号で防災の話も出たが、防災にも非常にお金がかかるだろうと思う。本来は防災対策としてそれはまた別途かかる。教育も、先ほど言われたように、教育債を含めて色々な予算がかかると思う。これを限られた目的税である都市計画税、岡崎市でいえば50億円相当のお金の使用範囲をどんどん広げることが、本当に正しい方向なのか。限られた財源をしっかり使って目的を果たしていく。これだけ色々なものが入ってくると、どこが目的なのか。何でもありという話なのか。会長がどのように感じられたかを聞きたい。

会長:

財源や予算のことはよく分からないが、少なくともこの小学校、あるいは中学校の改修は 必要である。間違いなく必要で、子どもたちの命を守るためにも大至急やって欲しいという ことだと思う。あとは予算をどうやって取っていくのかということだが、これに関して私は 知恵があるわけでも経験があるわけでもなくて、まさにその辺りは市議会の先生たちの方がよく御存知だと思っている。ただ一方で、この都市計画、いわゆる都市の整備、あるいは保全のために必要な都市計画税だと思っているため、そちらにしわ寄せがいくようであれば、どちらが優先なのかというのは考えていただく必要があるという気はしている。

原田範次委員:

現在、予算化をする中で、都市計画税の使われ方がこの事業のこの部分でこれくらい使う という細かい説明がないのも現状だと思っている。こうしたことは、説明を求めることがで きるというような考え方で良いのか。

事務局(教育委員会事務局施設課長):

国の方も施設の老朽化対策として、インフラ等も含めた施設の推進を進めていくということで法改正等も行われているため、そういったことからすると学校施設の大規模改修等も非常に重要な事業の一つだと考えている。そこにやはり財源がないと進められないということもあるため、その一つの選択としては、有効に活用していければと考えている。

会長:

質問はこの目的税でこれだけこれに使う、これだけこれに使うというように決められるのかということである。議会でどういう議論をされるのか全く知らないため分からないが、要は都市計画税からこれだけを学校の改修に使うということが審議されるのかということである。

事務局(教育委員会事務局施設課長):

財務部局の話になってくると思うため、事業課としては学校施設整備には使って欲しい という要望があるという言い方しかできない。

会長:

その辺りは我々では何とも言えないため、議会の先生方でまた御議論いただければと思っている。

岩月委員:

例えば、他の自治体はやっているが岡崎市はやっていない、少ないという話になると、若い人たちが住むという時にどうしても不安になってしまうと思う。やはり必要な改修自体はやった方がいいと思う。例えば、公共施設や自宅の設備があると思うが、学校は設備が古く、日常的に触れている設備とは全然違うものが学校にあるということになってしまうと使いづらいとか、子どもたちも学校に行きたくないというようになってしまうため、そうな

らないように人口減少をどう食い止めるかという意味でも、町としても全体としても学校 の設備は良くした方が良いと思っている。

あと、居住誘導区域になっているが、矢作川のところで1000年に1回ぐらい心配があるという話もある。その時には、学校が避難所になると思う。そのため、都市的な避難所としての役割も学校は持つわけで、それも含めて学校の重要さがあるのではないかと思っている。資料の改修内容としては、外部改修、内部改修、設備更新、内装木質化、バリアフリー対応があるが、強度は今のところまだ問題はなくて耐震改修をやらない予定なのか。もし都市計画学校になった場合は、先々、これをやっていく必要があるからやるというような流れになるのか。

事務局(教育委員会事務局施設課長):

学校施設の耐震化、耐震改修については、市内全ての小中学校で一応完了はしている。その上で、大規模改修の工事の内容がここに書かれているが、そこで学校の教育を受ける子どもたちがまずは安全にそこで生活できるように、ハード的な整備をこの大規模改修工事で進めていきたいとれる。

岩月委員:

耐震改修をやっているということで、80 年ほど経った時に建替えとなっているが、耐震 改修は現状ではしなくても全て完璧にできているという状態なのか。

事務局(教育委員会事務局施設課長):

80 年ほど経った時に耐震がどうかというよりは、施設自体の老朽化の耐用年数の時期が来るため、そのタイミングで建替えを進めていきたいと考えている。それまでに耐震の改修が必要かどうかについては、今の計画の中ではその必要はないと考えて大規模改修工事を進めるという考えでいる。

岩月委員:

耐震改修もあるのであれば、本当に早めにやらないといけないと思ったが、屋根や外壁は 大体 10 年ぐらいの保証と言われていて、メンテナンスをやらないとやはりどんどん建物は 悪くなってしまうため、そういう意味では改修をやっていくということも必要だと思うし、 財源を集めるために、まずは都市計画学校に位置付けるというのは自治体としても重要な 進め方だと思った。

会長:

お子さんをお持ちの市民の方にしてみればそのような声が恐らく出てくると思う。一方でそうではない施設も、まだまだ足りない、整備が必要という声が出てくるかもしれないが、

そこは市民の皆さんと対話しながら、実際にどうやって進めていくかを決めていただく必要があるという気がしている。岩月委員が言われたように、確かに小中学校としての機能も大事ではあるが、御説明いただいているがそもそも避難施設としても位置付けられているため、まさにここで都市計画決定するという話もあった。その中で、残念ながら水に浸かってしまうようなところもあるため、これも立地適正化計画の防災指針とも関わってくると思うが、そこにも安全に避難できるような、そういう改修もぜひお願いしたいと思う。今回せっかく都市計画施設として整備が進む可能性があるため、さらに小中学校としての機能、さらにコミュニティ形成の機能、そして避難施設としての機能、その向上というのも図っていただくとよろしいのではという気がしている。

事務局(教育委員会事務局施設課長):

先ほど鈴木委員の質問の回答が曖昧だったかと思うが、都市計画法第 53 条に基づく建築 許可の許可基準として、建物の規模について改めて回答させていただく。階数が 2階以下で 地階がないこと。主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類 する構造であること。あと、容易に移転しまたは除却することができるものであることとい う 基準がある。

会長:

鈴木委員が言われたのは、いわゆるその都市計画決定された土地に暫定で建てるという話ではなくて、小学校としてある敷地にコミュニティのスペースを作るとか、あるいは高齢者福祉施設を作るとか、違う用途での活用が可能かどうかということである。

事務局(教育委員会事務局施設課長):

用途的な条件はここでは謳われていない。

会長:

その辺りを確認いただいて、その上で、最終的な付議に付してもらうということだと思う。 例えば小学校だったものを小中一貫校にするのは可能なのかどうかとか、あと今は幼稚園 と高齢者福祉施設を一緒に作ることがあるが、場合によっては小学校と高齢者福祉施設を 一緒に作るとかが可能かどうかだと思う。

事務局(教育委員会事務局施設課長):

最終的にはそういった複合施設の建設については、県との協議が必要になるため、その中で協議を進めていきたいと考えているが、不可能ではないと考えている。

会長:

不可能ではないことを確認いただければと思う。

すでに都市計画決定を打っている自治体が22あるということだったため、そちらに問い合わせていただいて、いわゆる他の小学校と中学校を一貫にしたり、高齢者福祉施設と一緒にしたり、コミュニティセンターを作ったりとかが可能なのかどうかを確認いただくと良い。ただ本来は、小学校として都市計画決定を打ったため、小学校としてずっと運用されていく。逆にそうやって小学生が集まるような町にしていただくというところが重要だと思うため、教育委員会としてこういった提案をいただいたら、あとは都市計画として支えていくということかと思っている。

16 その他

事務局(都市計画課総務係係長)から、次回第2回都市計画審議会の開催は8月中旬を予定しており、詳しい日時については後日改めて通知することを説明した。

会長が全ての議事日程の終了を告げ、令和5年度第1回都市計画審議会を閉会した。